

- 3 研究の成果

《商店街における交通環境改善対策》

1. 交通環境改善対策メニュー

(1) 商店街における交通問題

商店街は、買い物客を始めとして多くの人たちが訪れることにより、賑わいを生み出し、魅力あるまちの機能の一端を担っている。また、来街者の商店街における購買・飲食などにより、地域経済が活性化され、地域の拠点として市民等の拠り所となることも期待される。

しかし、商店街においては、買い物客の利用する自家用車を始めとして、各商店に商品・材料等を納品、配送する貨物車両、地域に居住する住民関係の車両など、多くの車両が出入し、さらに、規模の大きな商店街や幹線道路近傍の商店街などでは、客待ちタクシーや抜け道利用のための通過交通などもあり、その結果、商店街の買い物客に対して歩行上の危険性を感じさせ、排気ガス、騒音などの環境悪化により、イメージ低下を招く恐れが生じている。

商店街における交通問題

自動車交通の集中，交通量の増大
駐車場の不足
違法な路上駐車増加
交通渋滞の助長
大気等の環境悪化
交通安全の阻害

商店街における交通問題を解決するために、交通需要に対応した道路整備や駐車場等の交通施設整備を進めるだけでなく、商店街の商品等に係る配送・集荷や自家用車利用のあり方を関係者間で検討しながら、見直していくことが望まれている。さらに、交通だけでなく、商業、環境、まちづくりなど、総合的な観点からの取り組みが必要である。

(2) 交通環境改善対策メニュー

以上のことを踏まえ、商店街における交通環境改善対策の視点は、大きく次の3点と考えられる。

- (1) 出入りする自動車の台数を抑制すること(交通量対策)
- (2) 交通の流れを円滑にすること(交通流対策)
- (3) 自動車から排出される排ガス量を小さくすること(発生源対策)

交通量対策

商店街へ出入りする自動車には、商品の配送・集荷を担う物流車両と、買い物客や店のオーナー・従業員が使用する主に乗用車がある。また、商店街を単に通過するだけの自動車（通過交通）も考えられる。これらの台数を削減することが、商店街の交通環境改善対策の基本といえる。

まず、物流車両に関しては、現在往来している車両について“宅配業者による搬出入車両”、“メーカー等からの搬出入車両”、“商店保有車両”のような区分による実態を把握した上で、商店街の特性に応じた削減対策を検討し、講じていくことが重要である。

具体的な改善方法としては、共同配送や運送会社の絞り込み、配送・集荷の集約などの対策を講ずる、または、これらを組み合わせて効率的・効果的に行う方法などが考えられ、商店街が工夫し、主体的に取り組むことが出来る方法を自ら見出していくことが重要である。

また、オーナー・従業員が使用する自動車に関しては、各商店が台数削減に向けて主体的に取り組むを進める必要がある。

次に、買い物客の自家用車に関しては、来街時に公共交通機関を利用するようPRすることや、パーク・アンド・ライド等の手法によって、直接商店街に乗り入れる台数を抑制することが、交通環境改善対策の重要な視点といえる。これらは、各商店街の状況に応じて、各商店および買い物客等の同意を得やすい方法を検討することが重要である。

また、商店街に関係のない通過交通に関しては、基本的には商店街内から排除することが望まれる。そのためには、まず、迂回する他の道路や交通流動の実態を把握した上で、警察等の意見を聞きながら、適切な対策を講じること並びに商店街のみで取り組むことが困難な場合には、関係機関等と調整・協議を行いながら、改善へ向けた対策を検討していくことが重要である。

交通流対策

自動車が発進・停止を必要以上に繰り返しながら走行することは、排出ガス量の増大を招く要因となるため、交通障害の原因を取り除いて円滑な交通流を確保することが交通環境改善のためには重要である。

商店街において交通流を妨げる主な要因としては、以下のようなものが考えられる。

- ・各商店等への配送車両と買い物客や乗用車の混在
- ・違法駐車車両の存在による交通容量の低下
- ・商店街の出入口付近における交通集中等による渋滞 など

これらの対策として、まず、配送車両と買い物客や乗用車の混在に対しては、タイムシェアリングという方法が有効である。これは、道路を使用する時間を区分することにより混在を避けるという方法であり、買い物客が多い時間帯を中心に配送車両の進入を制限し、その時間帯の前または後に配送車両が商店街内で荷捌きを行うシステムである。ただし、制限時間帯に止むを得ず配送する車両も想定されるため、そのような車両のための専用駐車スペース

スを商店街周辺に確保し、そこから商店へは台車を用いて運搬する（横・縦持ち）という対策も併せて実施することが必要です。タイムシェアリングと貨物自動車専用駐車スペースの確保を併せて実施している国内の事例もある。

次に、違法駐車の実態については、駐車に関する基本的なマナーの徹底を図ることを基本に、商店街内に駐車場が設置されている場合には、買い物客等が利用しやすいような案内誘導や利用料金の優遇・割引制度の充実、悪質な違法駐車常習車両等については警察への取締りの強化の依頼が考えられる。しかし、商店街内の雰囲気づくりは各商店や買い物客などの来街者が創りだしていくものであり、できるだけ各商店を通じた自動車利用者への積極的な協力依頼や商店街内外の駐車場案内を充実させることにより、商店街自らの力でできるだけ適正駐車に導くことが重要である。特に、オーナー、従業員等の商店関係者による違法駐車については、各商店の責任で徹底した排除を行うような仕組みづくりをすることが必要である。

また、商店街の出入口については、配送車両や買い物客の自家用車等が集中し、混雑や渋滞が発生しやすい状況であることが多いことから、出入口付近での車両誘導方法の検討や、交差点改良などの検討を行うとともに、警察等と相談・協議の上、商店街内への特定車両の進入規制や時間帯による進入車両の分別などを検討することが考えられる。

発生源対策

1台ごとの自動車から排出される排ガス量を少なくすることは、交通環境改善対策において重要である。

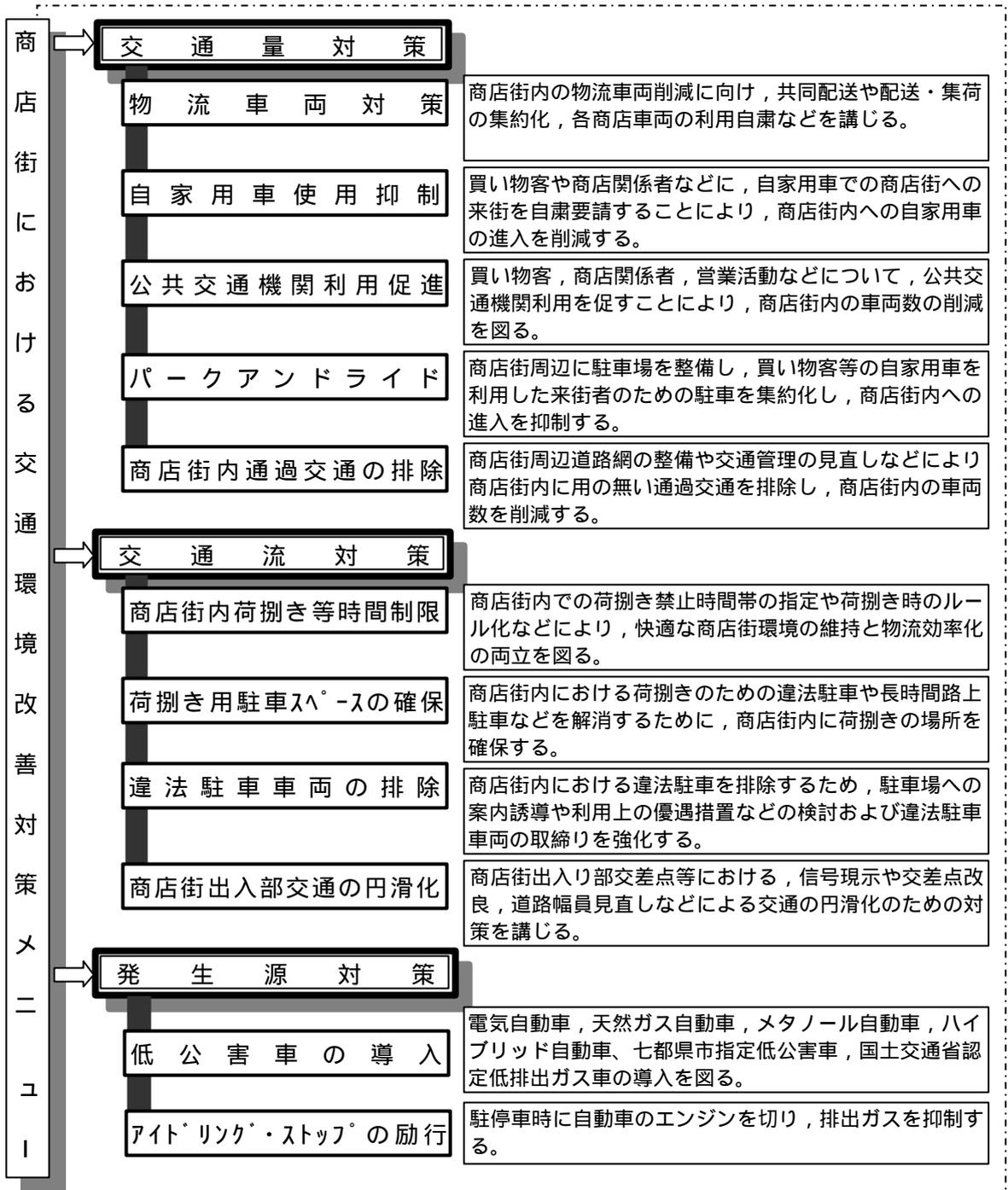
そのためには、電気自動車や圧縮天然ガス自動車（CNG車）等のいわゆる低公害車を導入し、七都県市指定低公害車や国土交通省認定低排出ガス車へ代替するといった対策を実施することが必要である。電気自動車やCNG車の導入という面では、充電や燃料充てんのためのエコ・ステーション等の整備動向を考慮しながら、商店街として低公害車利用が可能となるような条件の整備を行うことが必要である。

また、駐・停車中のアイドリングストップは、一般化してきているが、一層の意識の定着に向けて、商店街としての取り組みに盛り込むことも必要である。

対策メニュー体系図

～ の対策を体系化して示す。

商店街で具体的な対策を検討する際には、これらの対策を参考に、すみやかに（即時かつ資本投資がより少なく）導入することが可能なものと、ハード面の整備や関係者との協議、詳細な現状分析が必要であって、すみやかに導入することが困難と思われるものに区分して検討することが必要である。すみやかな導入が困難な対策に関しては、関係機関等との相談・調整などを行いながら、実現の可能性を高めるための条件整備等を進めていくことが考えられる。



商店街における交通環境改善対策メニューの体系

2. 対策実施による効果

(1) 期待される効果

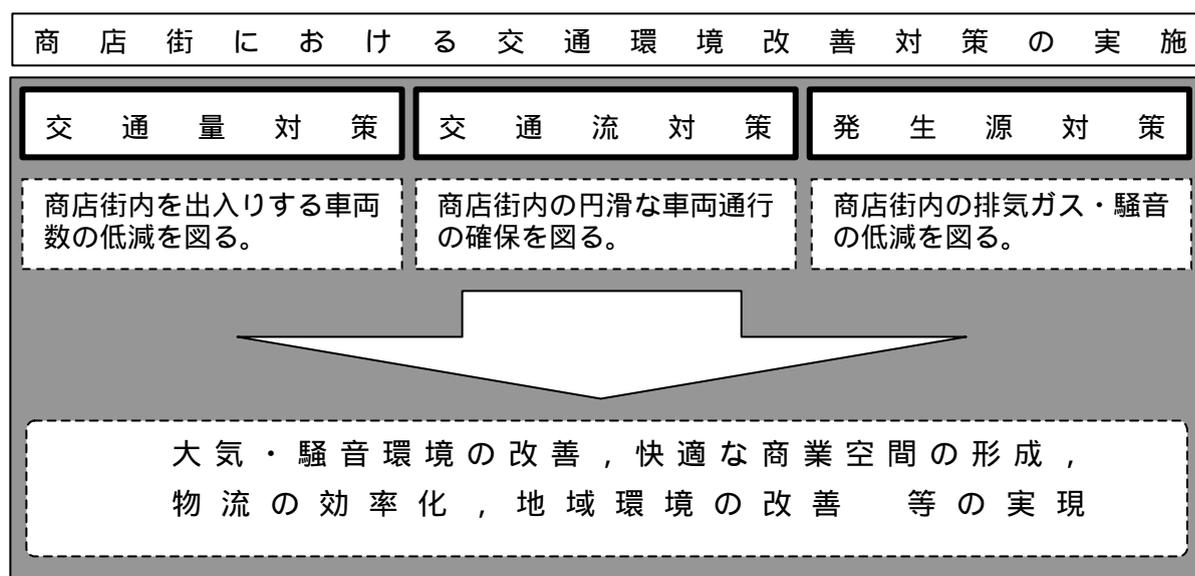
商店街における交通環境改善対策を実施することにより、排気ガス・騒音や交通混雑などの軽減が図れるだけでなく、物流の効率化や商店街・企業のイメージ・アップが図れるなど、多くの効果が期待される。

例えば、交通量対策では、それぞれの対策実施によって商店街内に進入する車両数を低減することにより、交通事故の危険性が減り、快適な買い物空間を提供できる。また、共同配送の実施や各店舗の物流のあり方を見直すことにより、物流の効率化を図ることができる。

また、交通流対策では、荷捌き時間帯の指定や荷捌き場所の確保など、商店街内での物流に関するルール化や、路上駐車車両の解消を図ることにより、排出ガスの低減、物流の効率化、交通混雑の解消を図ることが期待できる。

さらに、発生源対策では、排気ガス・騒音の低減により、地域環境の改善が図れる。

商店街がこれらの対策に臨む際には、自らが取り組むことを基本に、できるだけ幅広く多くの対策に取り組むことにより、環境にやさしい、先進的な商店街として、より魅力を高めることを目指していくことが望まれる。



交通環境改善対策実施により期待される効果

(2) 共同配送による効果

商店街における交通環境改善対策の中で、各商店が日常的に関わる中で、影響が大きく、対策による効果が期待されるものとして、物流対策があげられる。

特に、共同配送については、各商店、運送会社、出入り業者など、多くの関係者が関わり、協力し合って実現することが可能であり、関係者それぞれに対して様々な効果を及ぼすことが期待される。

具体的な効果として次のことが考えられる。

交通環境の改善

貨物車両が減ることにより、道路混雑が緩和される。このため、運送業者や納品業者は商店街内での納品作業の円滑化が図れるとともに、商店街にとっては買い物客等の歩行者に対して荷捌き等からの交通安全の確保が可能となる。

効率的な物流の実現

物流作業が効率化されることにより、運送業者や納品業者の物流コストの削減につながる。また、商店などにおいても複数業者が納品等に訪れることが無くなり荷受け作業の軽減が図れる。

地域環境の改善、快適な商業空間の形成

貨物車を中心に商店街の出入り車両数が減るため、大気汚染や騒音・振動が軽減される。これにより、商店街の生活環境改善が図れ、快適な買い物空間を形成することができる。

商店街や企業のイメージ・アップ

これらの総合的な効果として、環境改善に積極的に取り組む商店街や企業としてのイメージ・アップが期待される。

共同配送による主な効果の整理

区 分	交通環境の改善	効率的な物流の実現	地域環境の改善 快適な商業空間の形成	商店街や企業のイメージ・アップ
運送業者	荷捌き場所における混雑の改善による時間短縮等(渋滞緩和、駐車スペース確保等)	積載効率の向上、車両数の削減、人員削減によるコスト削減。端末集配作業の軽減。	-	環境に配慮する企業としてのイメージの向上。
卸業者 メーカー	荷捌き場所における混雑の改善による時間短縮等(渋滞緩和、駐車スペース確保等)	物流コスト削減、納品業務の効率化。納品作業の分離による営業の効率化。	-	環境に配慮する企業としてのイメージの向上。
小売業者	荷捌き場所の混雑改善による荷受け業務の効率化。買い物環境の改善や店頭荷捌きの解消による買い物客の増加。	納品回数の減少による業務の効率化。集配に係る定時性の確保。	買い物環境の改善による買い物客の増加。	環境に配慮する商店街・商店としてのイメージの向上。
地域住民	交通安全性の向上や移動時間の低減などによる生活環境の改善。	-	生活環境の改善、健康の増進。	環境に配慮する地域としてのイメージの向上。
来街者	快適な歩行空間の確保や交通安全性の向上などによる買い物環境の改善、渋滞緩和による交通アクセスの改善。	-	買い物環境の改善。	-
行政	交通混雑に伴う諸問題の改善。	-	大気汚染、騒音、振動に伴う諸問題の改善。	環境に配慮する地域としてのイメージの向上。

3. 本格導入に向けた調整等

平成11年度からの「元町商店街における交通環境改善プロジェクト」での検討結果を踏まえ、平成13年度には、元町商店街において交通環境改善対策の本格導入を行うために、商店街が主体的に関係者等と調整を図りながら、商店街が取り組むことができる対策の検討を進めてきたところである。

具体的には、元町商店街が主体的に検討・協議を行う場としての「ワーキングチーム」を立ち上げ、対策の本格導入へ向けた課題等の解決や関係者等への依頼、調整などを行ってきた。その結果、以下のような取り組み方針をまとめ、即時実施できるものはすぐに実施し、実施に向けた調整が必要なものについては、引き続き、「ワーキングチーム」を中心に、商店街が主体的に取り組むこととしている。

(1) 交通環境の改善に向けた元町商店街のルール(案)の作成

プロジェクトにおける検討・調整結果を踏まえ、元町商店街として本格的に実施する対策を「交通環境の改善に向けた元町商店街のルール(案)」として取りまとめた。

共同配送などによる物流車両の削減

- ・共同配送の実施
- ・商店を通じた減車対応の要請

オーナー・従業員等の公共交通機関の利用促進

- ・公共交通機関の利用促進
- ・マイカー通勤車両の利用効率の向上
- ・自店車両の効率的な利用
- ・適正な駐車場の確保

タイムシェアリング

- ・荷さばき自粛時間の設定
- ・商店街、商店を通じた業者等への協力依頼
- ・自店車両の荷さばき自粛時間内利用自粛

違法駐車排除

- ・近隣施設利用者への適正駐車の呼びかけ
- ・直営・提携駐車場案内誘導の充実
- ・長時間駐車車両への呼びかけ
- ・物流車両への協力要請

貨物車両の駐車スペースの確保

- ・時間貸し、月極駐車場の利用促進
- ・荷さばき駐車場の暫定的確保
- ・商店街から業者等へのルール案の提示
- ・専用荷捌き場所を確保した業者の優遇検討

低公害車の導入

- ・低公害車を利用した共同配送
- ・各商店への車両購入時の検討要請

アイドリング・ストップの励行

- ・イベント時等の広報・PR
- ・継続的な取り組み

(2) 共同配送実施へ向けた取り組み

共同配送の実施について、元町SS会が中心となり、運送会社、警察、横浜市等と協議を進めている。

具体的には、運送会社を中心とする緑ナンバーを対象とした共同配送の実現に向け、関係する運送会社に対して、納品代行的手法を含めた共同配送システムに対する提案や意見徴収を行っている。

また、メーカー等から直接納品する白ナンバーを中心とした物流についても、常温の商品とともに、冷蔵・冷凍品、生鮮食品等にも対応できる共同配送の方法について検討を行っている。

(3) 商店街における荷捌きスペースの確保へ向けた調整

共同配送車両の適切な荷捌き場所の確保は、空き商店や空き地の少ない元町商店街では重要な課題として認識されている。

そのため、路外を含めた荷捌き場所の確保と荷捌き場所の利用に関するルール案を商店街として作成し、共同配送等の実施と合わせた荷捌き場所の確保を目指して、関係機関との協議を進めている。

元町商店街における物流車両の荷捌き場所の確保案

基本的な方針

商店街における物流車両のための荷捌きスペースの確保については、今後、商店街におけるまちづくりの展開の中で、中長期的な対応として路外に専用荷捌き場所の確保を図っていくこととするが、当面、短期的な対応として、即時利用が可能と考えられる場所の確保について、関係者間の調整等を進め、具体的に実施していく。

当面確保を図る荷捌き場所

当面、元町商店街において荷捌きを行う候補地として、以下のような場所を考慮しており、今後、具体的な利用可能性等について関係者等と調整を図っていく。

元町第一駐車場の一部を荷捌きスペースとして利用

商店が保有している駐車スペースの一部を荷捌きスペースとして利用

その他路外で荷捌きスペースが確保できる場所

河岸通りの緑地帯を荷捌きスペースに転用

県道パーキングチケットの活用